

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	鄭家屯事件についての一考察
Sub Title	The truth of the Teikaton incident
Author	霍, 耀林(Huo, Yaolin)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2017
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.34, (2017.) ,p.185- 220
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20170000-0185

鄭家屯事件についての一考察⁽¹⁾

霍 耀 林

I. はじめに

鄭家屯事件とは、一九一六（大正五）年八月十三日、鄭家屯において、同地に駐屯する日本軍が中国の奉天二十八師と衝突した事件である。この衝突によって、川瀬（松太郎）巡查を含め、日本側十二名が死亡し、五名が重傷を負った。一方、中国側は死者四名、重傷者一名を出したという事件である。

この事件は「二十一か条」による中国国内の反日運動がようやく鎮まりつつある時期に発生した。日本の大隈重信内閣は「二十一か条」以来強硬な対華政策を背景に事件を利用してさまざま特殊権益を要求したが、その国内外の強硬も貴族院の不満を招き、総辞職を余儀なくされた。後任の寺内正毅内閣は外交方針を刷新し、日中の親善策をとった。鄭家屯事件は日本のかかる対華政策の転換期において発生して、事件をめぐる対

応や事件最後の決着などが実に当該時代断面における日本国内各政治勢力の対華政策などが明確的に映し出すと考えられる。

鄭家屯事件について、中国における先行研究では、三つの側面に大別して検討されてきた。一つ目は、事件そのものの検討を通して、事件の真実を追求するものである⁽²⁾。二つ目は、日中関係の視点から、鄭家屯事件の中でも張作霖の事件に関する対応を分析したものである⁽³⁾。三つ目は、外交交渉の視点から、北京政府外交総長が欠勤したことに着目し、そのことが日中外交交渉における中国側の受動的な原因であったと指摘する考察である⁽⁴⁾。

一方、日本の先行研究は二つの面に大別される⁽⁵⁾。一つ目は、事件に関する人びとに注目し、その発言や事件の処理方法について検討したものである。例えば楊憲震は、吉野作造の鄭家屯事件に対する発言に着目し、ここに現われた満蒙權益への固執などについて検証した。その結果、吉野が政府側に立つて帝國主義政策を支持し、満蒙權益を堅持する立場をとった行動が、この事件で最高潮に達したことを明らかにした⁽⁶⁾。また、井上勇一は在奉天総領事代理の矢田七太郎によるこの事件の解決交渉を検討し、矢田が張作霖の言動に翻弄されたうえ、日本参謀本部や関東都督府にも翻弄されたと指摘した⁽⁷⁾。二つ目は事件に対する米国の反応に焦点をおき、米国の対日政策の形成とその性格について検討したものである⁽⁸⁾。

先述のように、事件をめぐる様々な先行研究が存在しているのだが、事件に関する従来の研究の多くは、日中両国側それぞれの史料や視点に依拠したものであり、両国側の史料に照らし合わせる考察は十分に行われてきたとはいえない。また、事件そのものについて、従来の研究はある程度存在するが、日本軍が中国軍に包圍されたかどうかが、事件の発端、日中両軍どちら側が先に手を出したかなどの主要な事実が未だに諸説紛々と

している。

そこで、本稿は、既存の研究成果をふまえ、先述のような問題点を念頭におきながら、一九一六（大正五）年夏、日中間で発生した鄭家屯事件を取り上げる。そして、事件に関する日中両国間の調査報告や、事件発生後の関東都督府の対応、事件が発生する前の日本陸軍の行動と滿蒙独立運動などに焦点をあてて、当該期における陸軍の動き、事件にかかわる陸軍、外務省の対応を検討する。特に事件の真実を明らかにし、事件発生後に関東都督府が積極的に関与した経緯の解明を試みる。

II. 事件に関する報告と調査

鄭家屯事件に関する日本側の報告と調査は、次のようなものである。事件が発生した当日、矢田（七太郎）在奉天総領事代理は日本の石井（菊次郎）外務大臣に宛てて、日中両国の兵士が衝突したと急報を送った。同報で、事件を調査するよう張作霖が町野（武馬）少佐を同地へ急行させたことも報告した。⁽⁹⁾

翌日の十四日、事件について、日本側諜報者より石井外務大臣宛てに「戦死九屍惨状を呈せり七時知県参謀長仲裁戦闘中止二十八師兵街外一〇支里迄引揚ぐ在留邦人七名財産安全なり原因は邦人に暴行を加えたるによる」との電報が届いた。⁽¹⁰⁾

同日、八面城駐在の日本警察官も「十三日鄭家屯在留一邦人が二十八師兵の為殴打せられし件に関し我川瀬巡查は交渉の為支那軍隊に赴きたるに支那兵は銃を擬し威喝たるに由り川瀬は我守備隊に護衛兵を要求し守備隊より松尾（彦治）中尉以下二十名を派遣せる所支那兵は兵營の墻壁により我兵と銃火を交え我兵等は重圍に

陥り我川瀬巡查は即死松尾中尉重傷下士死傷少なからずまた行方不明者あり同地は混雑中なり」と石井外務大臣に送った。⁽¹¹⁾

また、同日北京公使館の斉藤（季治郎）武官も上原（勇作）参謀総長あてに、事件の情報を送った。⁽¹²⁾

そして、十七日、牛島満鉄交渉局鄭家屯出張所員より白仁（武）関東都督府民政長官を経て幣原（喜重郎）外務次官宛て、翌十八日、棚谷（亮蔵）奉天領事館鄭家屯領事分館より矢田（七太郎）奉天領事館総領事代理を経て石井外務大臣宛てに、それぞれ電報で報告があった。

十七日、井上（大鬼智）鄭家屯隊長の報告も、陸軍側の公報として『大阪朝日新聞』に掲載された。⁽¹⁵⁾

事件に関する前述の各報告の要点をまとめれば、次の通りである。まず、事件の発端は当地在留の日本人である吉本喜代吉が中国二十八師騎兵団の一兵士に凌辱を加えられて、負傷したことである。つぎに、領事館出張所の川瀬（松太郎）巡查が吉本の申告を受け、鎮守使署に赴いたが交際員が不在のため、直ちに二十八師団に行つて司令官と面会を求め、衛兵に拒絶されて進入できなかった。そこで、川瀬は吉本に同伴して直ちに鄭家屯に駐屯していた日本守備隊に援助を要請した。井上隊長は直ちに松尾（彦治）中尉に兵員二十名を率いて川瀬と同行するように命じた。最後に、日本側は再び二十八師団部に赴いて、面会を求めようとしたが、中国側の歩哨が拒否した態度で、交渉中、中国側は拳銃を発射して事件を惹き起した。これに加えて、衝突中、日本軍が中国軍の重囲に陥り、多数の死傷者がでた。また、満鉄交渉局からの報告には、日本人の死体には、頭部や顔面部に銃剣や棍棒などで打砕かれ、侮辱された痕跡が残っていたという内容のものもあった。

一方、中国側の報告は、次のとおりである。事件が発生した翌日の十四日、北京政府外交部奉天特派員の馬廷亮が次のような報告を外交部に急電で送った。

十三日午後六鐘許日本商人與二十八師兵因口角爭執將日本人毆打駐遼日兵遽然出隊闖入裕勝當駐兵院內兩造互相開槍攻擊共計日本軍隊死七人二十八師兵死四人受傷者三四人華兵已由張司令帶去日本死尸經靖縣知事檢驗后昇回日營現日本軍隊將靖縣知事及商會趙經理均留日營街市隨時彈壓刻尚安⁽¹⁶⁾

訳文…十三日午後六時頃、日本人商人は二十八師兵士の一人と喧嘩して毆打された。当地日本駐屯軍は直ちに出勤して裕勝當司令部に闖入した。両軍の衝突によって日本軍は七人が死亡した。二十八師は四人が死亡、負傷者三、四人であった。中国兵は張司令に連れられて戻った。日本兵の死体は臬知事靖（兆鳳）の確認検査を経て日本営に送られた。日本軍は靖知事と商会趙（正栄）經理を抑留し、市街が随時の弾圧に面するが、未だに安定している。

同日、奉天督軍の張作霖と、幫弁奉天軍務の馮德麟も北京外交部に次のような急電を發した。

本日上午六鐘許日商于該處張司令海鵬所統之廿八師騎兵因爭執該處日兵遽然出隊闖入裕勝當司令部院內互相開槍攻擊該知州等聞警當即冒險馳往攔阻即各停止攻擊彼此均有傷亡刻聞日人將派大隊來遼商民異常惶恐請迅予核辦等情當即飭交涉特派員與日領開始協商并電致日公主嶺日本守備隊藤井司令官請勿派兵赴遼以安人心一面派本署町野顧問一翻譯員趕赴遼源查詢確情⁽¹⁷⁾

訳文…本日午前六時頃、日本人商人は当地張海鵬司令が統率した二十八師騎兵の一人と喧嘩した。当地日本駐屯軍は直ちに出勤し、裕勝當司令部に闖入して両軍の銃撃を引き起こした。当地知事は危険を冒し、即時の調停を行い、これによって攻撃が中止した。日中両軍ともに死傷し、日本側の大隊の救援が来

ると聞き、当地商民は非常に恐慌きたしていたため、速やかに調査、交渉を依頼した。よって、交渉特派員を派遣し、日本側領事と協商しつつ、公主嶺の日本守備隊藤井司令官に人心を安定させるため、援軍を派遣しないよう打電した。同時に、当地の確実状況を調査するため本署の町野顧問と通訳一名を派遣した。

中国側の両電とも、事件の発端は二十八師兵士が日本商人と口喧嘩し、当地の日本駐屯軍が突然武装して二十八師司令官裕勝當に闖入したため、双方が攻撃するに至ったと報告した。言い換えれば、武装した日本の当地駐屯軍による闖入は、中国側にとって突然なことで、非常に意外なことであったと考えられる。このため、事件発生後に、日中両軍を仲介役となった靖（兆鳳）県知事、趙（正榮）商會会長が日本軍に抑留されたことも中国側にとって極めて理解し難いことであった。当然、日本側の報告にあるような日本人が包囲されたこと、死体が侮辱されたことなどは中国側にとって荒唐無稽であった。

八月十五日、日本の在北京公使館林権助公使は着任の挨拶をする際に、中国側の陳錦濤北京政府外交部総長と面会し、鄭家屯事件について、両国の認識を交わした。⁽¹⁸⁾ 林公使によれば、日本軍が中国軍に包囲されていたので、救助のため、関東都督府が当地に援軍を派遣した。これに対して、陳総長は事件の発端は日本人商人と中国兵士の間での単なる口喧嘩で、日本軍が突然中国側の司令部に闖入し、事件を起したのだと主張した。これで両国側の言い分は完全に食い違うことが分かる。

八月十六日、日本の（外務省）石井外務大臣は諸方面の情報が一致しないことを鑑み、酒匂（秀一）⁽¹⁹⁾ 在鉄嶺領事代理に現地への出張を命じ、事件の原因を明かにするために精確な調査をするよう求めた。

中国側も、八月二十一日、外交部の命を受け、公約科長の王鴻年が鄭家屯事件調査のため、急行列車で現地に派遣された。⁽²⁰⁾

八月二十二日、鉄嶺領事代理である酒匂秀一は、事件についてかなり詳しい調査の報告をし、二十八日に事件調査の復命書も石井外務大臣に提出した。

酒匂の調査報告は次の七つの部分から成っており、あらゆる詳細を含めて、詳細に日本政府へ報告された（事件発生前の気配、事件の発端、支那兵の発砲と我兵の応戦、休戦、在留邦人に対する支那地方官民の態度と我増派警察官の邦人保護、我増援軍隊の入鄭と同市の占領、付録⁽²¹⁾）。

これによると、事件の発端として、前述の日本側の事件報告と同様に、吉本が中国兵とぶつかったために殴打されたことが原因であった。吉本からの申告を受け、川瀬は鎮守使署に赴いたが不在だったため、直接二十八師二十八団司令部に向かった。歩哨は団長が不在のため帰れと伝えたが、川瀬は団長が故意に面会を避けと意料して守備隊の所に行つて、援助を求めた。川瀬は松尾中尉以下の護衛を伴つて、再び二十八団司令部に赴いた。門前の歩哨に何等抑制されることもなく、川瀬は司令部に入つて団長室へ進んだ。室内の中国兵と交渉しているうちに、中国兵が先に拳銃を発砲して事件を引き起したと主張した。

また、多数の死傷者を出した日本守備隊が、退却しつつ応戦したのに対して、中国側が追撃に追撃を重ね、さらに、守備隊の東西南北の各隣接の家屋に宿営していた中国軍隊と会合、日本守備隊を包囲したと訴えた。

死者について、酒匂の調査によると、一人の日本兵が休戦後守備隊営門側で中国側の兵に射撃され負傷し翌日死亡、一人が惨殺された。そして、川瀬は、この死者が死亡後に打撲傷を受けた形跡があると確認した。

これに対して中国側では、八月二十三日、特派調査員の王鴻年より先に、謝（祖元）在鉄嶺交渉署長が事件

についての調査報告を中国外交部へ提出した。⁽²²⁾

謝交渉署長の調査報告によれば、この事件の発端は二つの出来事であった。一つは、吉本喜代吉が午後五時ごろ西大街において魚（或いは甜瓜）を買う時、値段のことで魚売の少年と口論になった。そこへ偶然通りかかった二十八師第三營第十連の兵士の一人が、騒動の理由を尋ねたものの、互いの言語が通じないためにさなる衝突を引き起こした。そして、通行人の勸諭によって、その場での騒動は収まった。もう一つは吉本喜代吉が西大街を通行していた時、中国軍兵士が接触したことから口論となったことである。

兩軍の衝突について謝交渉署長が主張したところによると、二十名の兵士を率いた松尾中尉が、川瀬巡查と共に（中国）師団長の居室に突然闖入した。そこで衛兵等がこれを阻止しようとした時に、日本側が刀で衛兵を切りつけ、また、小銃で二名を射殺した。これが互いに射撃することになった事情とされる。

調査報告にある知事の日撃情報では、日本人の死者、計十二名はいずれも赤毛布で包まれて庭内に配列されていた。翌々日の十五日、死体が臭気を放つことから、井川隊長は知事と相談し、急遽死体を焼くことに決めた。そのため、知事は車両を準備し、薪二車を購入して送った。

中国側が包囲したことについては言及していない。

九月四日、中国外交部特派調査委員である王鴻年も事件の調査が済ませ、帰途で酒匂鉄嶺領事代理と会見し、事件の真相について、双方の意見を交わした。

川瀬巡查は当初より中国側に対して極めて強硬な態度を取っており、中国側より嫌悪されていた。また、事件が発生した当時、中国側の二十八師団長が不在だったことが事実として双方に確認された。しかし、中国軍に包囲されて攻撃したことは、酒匂は当時中国軍隊の宿舎は守備隊の四囲に散在して隣接していたと

認めたが、発砲したことについては、守備隊の外壁に弾痕が残つてあるので否認できないと主張した。また、王鴻年の調査によれば、事件が発生した後、日本憲兵は中国軍の宿営する営舎を提供した当地の商人たちを抑留して、顔面その他を殴打し、負傷させた。このことも酒匂は事実として主張した。

王鴻年の実地調査を根拠に、日本側の報告書に対して以下のような反駁意見が提出された。

- (一) 何レカ先ニ手出セシヤハ支那側ハ川瀬先ツ斬附ケタリト云ヒ要スルニ不明ナリ
- (二) 支那兵宿舎ノ關係上日本兵営包圍ノ形トナリタルモ包圍セルモノトハ認め難シ
- (三) 虐殺又ハ死体侮辱ノ事實ハ其証ナキノミナラス当時ノ状況ヨリ判断スルモ事實ト認め難シ
- (四) 二十七師兵ノ宿舎ノ主人日本軍隊ニ拘禁セラレ革様ノモノニテ殴打セラレタリトコトニテ顔面ニ負傷シ居レルカ同人ノ自白ニ依レハ二十七師兵モ発砲シタリトコトナルモ右自白ノ如キハ信ヲ措キ難シト思考シ⁽²³⁾

さらに、王鴻年の調査によると、川瀬巡查が最初に鎮守使公署に董（吉慶）参謀長（前遼源知州）を訪ねた際、董は実際に在宅であったが、食事中のため、陳参謀に面会させた。川瀬は陳に日本人が中国兵に殴打され、負傷させられたことを告げて、すぐに立ち去った。陳よりこのことを聞いた董は、二八師は従来の巡防兵と違って、川瀬が従来のように、中国兵舎に行つて強硬な態度をとつて何か不意なことを引き起こすのではと懸念した。そこで、治療費等を支出する決定を下し、またこの旨を知事に報告して、川瀬が知事公署に行くまで対応を待っていた。しかしながら、後に確認したところでは、川瀬は知事公署に行かずに直接二十八師団の

駐屯地へ赴き、武装した日本兵とともに、団長の居室に闖入して事件を引き起こしたことが明らかにされた。

前述の日中両国側三人による事件についての報告をまとめると、事件の発端は、吉本と二十八師兵士との喧嘩だというのが共通の認識である。ただ、喧嘩の原因については、日本側ははっきりしなかったのに対し、中国側は魚の値段もしくは街の混雑が事件を誘発したと明示した。両国のどちら側が先に手を出したのかについては、日本側は川瀬巡查が団長室に入って中国兵士と交渉しているうちに中国兵が銃を発射したと主張するのに対して、中国側は川瀬が衛兵を切りつけたことに起因すると訴えた。中国軍が日本軍を包囲して攻撃した点について、酒匂領事も当時中国軍隊の宿舎は守備隊の四囲に散在して隣接していたと認めた。

このように比較してみれば、中国側の主張は具体的であるのに対して、日本側の主張はやや曖昧で何かを隠蔽している印象である。特に、酒匂領事の調査を信用すれば、川瀬が当地の日本駐屯軍とともに再び二十八師司令部に赴いた際に、衛兵に何も抑制されなまま団長室に入ったことは、極めて非現実的である。川瀬が最初に司令部に訪れた時、衛兵にはつきりと拒絶されたことが、彼が駐屯軍の援助を求めるきっかけである。そのことを踏まえると、川瀬が二度目に駐屯軍と司令部を訪れた際、衛兵が何の抑制もしなかったとは想像し難い。なぜ今回、衛兵は川瀬らを抑制しなかったのだろうか。

また、日本軍が包囲されたことも、中国軍兵営が日本守備隊の周りに散在して隣接していたという酒匂の報告にもかかわらず、包囲されたと譲らないことも、整合性のある主張とは言えない。当地に駐屯する中国軍は二十七師、二十八師の二個師団で、日本守備隊はわずかの六十人ぐらいであった。包囲されて攻撃されたのが事実であれば、県知事の仲介により攻撃を停止する前に、守備隊は全滅していたかもしれない。当時の中国側の状況に基づいて、冷静に考えてみても、中国軍が日本軍を包囲して攻撃する覚悟もなく、またその必要もな

い。

事件の真相はいつたい何だろう。なぜ中国側は川瀬が衛兵を切りつけたと主張したのか、なぜ日本側はこれについて何も反駁しなかったのだろうか。

そこで、この三人による調査報告の前にあった、もう一人の報告が参考となる。八月十八日、事件の状況について、張作霖奉天督軍と馮德麟幫弁は、北京政府に電報で次のような報告をした。

此次中日兵士衝突情形經於願日電陳在案茲據駐遼參謀梁序芳洮遼鎮署參謀長董吉慶遼源縣知事靖兆鳳銃電查報肇事情形略稱查此案起原確情系因八月十三日晚四鐘有中國兵士向日商濟本喜代吉在西街魚市因挨擠口角爭毆該日商報由日警河瀨至遼源西大街裕勝當院內尋獲我楊團長經岡兵攔阻河瀨即於四鐘帶日軍隊二十余名身帶軍裝闖入裕勝當院內先將岡兵砍斷臂膊并向二十八師兵士住屋開槍猛擊旅團長均出街查看地勢屋內住兵五人還擊鳳聞警親往解散查驗裕勝當院內有二十八師兵士死尸四具日兵死尸六具街中有行路中國人死尸一具均系佚槍傷誤死復驗得裕勝當院內二十八師兵受刀傷一名日兵受槍傷十一名是夜晚日兵因傷死三名十四日又死二名二十八師亡兵盛殮浮屠日兵尸身擡送日營由隊長於刪日大葬張旅長楊團長現住遼街外迤北一區蔡團長暫紮由山赴懷德一路謹陳等語理合據情電陳敬祈鑒核張作霖馮德麟⁽²⁴⁾洽

訳文…今回の日中兵衝突の状況は願日の電報により既に報告した。茲に駐遼の參謀梁序芳、洮遼鎮守署參謀長董吉慶、遼源県知事靖兆鳳の銃電による事件の状況の報告によると、この事件は八月十三日午後四時頃中国兵士が日本人商人濟本喜代吉と西街の魚市で混み合ったため引き起こされた。該日本人商人は巡査川瀬に申告し、川瀬が遼源西大街裕勝當に入ろうとしたが、歩哨に阻止された。四時頃、川瀬は当地駐

屯軍二十余名を率い、軍服のまま裕勝當の中に闖入し、歩哨の腕を切断して二十八師兵士の部屋に向かつて猛撃した。旅団長は地勢の調査に出かけていたため、部屋の中にある兵士五人が反撃した。当地知事靖兆鳳は事件勃発の情報に接すると直ちに現場に行つて調停、調査を行った。裕勝當の中に二十八師四人の死屍を残し、日本兵の死屍六人、街中中国人の死屍一人、ともに銃撃で死亡した。この他、裕勝當の部屋の中で二十八師兵士一人が刀傷を負い、日本人兵士十一名が銃傷を負った。当夜日本人兵士は重傷で三名死亡、翌日の十四日、また二名が死亡した。死亡した二十八師の兵士は柩に納め、仮埋葬したのに対して、日本人兵士の死体は日本守備隊營に送られ、隊長が弔日に葬儀を行った。張旅長楊團長は今現在当地街の外北一区、蔡團長は暫く由山から懷德一帯に駐劄している。

この報告は張作霖奉天督軍、馮德麟幫弁の名義で北京政府に打電されたものが、これは当地駐屯の参謀梁序芳と洮遼鎮署参謀長董吉慶、遼源縣知事靖兆鳳の三人による調査報告である。この三人は、当地の官僚として、事件の仲介役としての役割も果たした。三人の調査によると、事件の発端は吉本が魚市で混雑した原因で、二十八師兵士と喧嘩するようになった。そして、川瀬が二度目に日本駐屯軍を伴つて司令部に到着した際に、衛兵の手を切りつけたことから両軍の衝突となつた。勿論、これも単なる中国側の調査報告にすぎず、その信憑性については疑いの余地があるかもしれない。しかしながら、この報告は、事件の当事者である三名によるものであり、その内容と中国側の事件調査報告とが概ね一致することから、事件の真相を把握するうえで、重要な参考になると考えられる。

にもかかわらず、実際には、この鄭家屯事件は「二十一か条」以来の日本の大隈内閣による強硬な対華政策

を背景に発生したことで、この強硬な対華政策は日本の政界にとって大きな問題だとされた。この事件が大隈内閣崩壊の一因となって、やむなく退陣するに至ったのである。当時、大隈の内閣の失政を以て内閣崩壊を策した後藤新平の腹臣である西原亀三が、当時中国にかかわる実情調査の文書を収集して政界有力者に配布した。⁽²⁵⁾ その中の三つ目の文書が「滿蒙における革命軍並宗社党と日本軍及日本人の関係、附鄭家屯事件の真相」という文書である。西原の日記によると、その文書の原本は中野次郎の実地視察報告によるものである。

この文書の信憑性について、一九一七（大正六）年七月二十九議会で、尾崎（行雄）が後藤内相を攻撃した材料として、「滿蒙日本軍隊及人民の挙動に関する件の記述せるものにて、その内容は支那新聞素他に掲載せられしものを捏造したるものなり」といった。これに対して、西原は、これらはけっして捏造したものでも、誇張して針小棒大に伝えたものでもなく、確かな筋の公明正大な現地調査であって、当時としてこれ以上正確な情報は得られなかったと弁解した。⁽²⁷⁾ この文書と前述の本文の分析とを照らし合わせて考えれば、事件の真相の輪郭が浮かびあがると考えられる。

鄭家屯事件ノ真相

同事件ハ実ニ些々タル事実ニ原因セルモノニシテ、始メ在住日本人ガ支那人魚商ノ三拾錢ト唱フル魚類ヲ拾錢ニセヨト称シ、半強奪セントセルニ胚胎シ（此ノ手段ハ曩ニ朝鮮ニテ慣行シ、現時滿州ニテ邦人ノ慣行セル手段ナリ）、偶々傍觀セル支那兵憤慨シ、遂ニ邦人ト支那兵トノ間ニ爭論ヲ生ジ、延テ相互乱打セルニ至リ、邦人ハ擦過傷ヲ被リシニ依リ、直ニ之ヲ日本巡査川瀬某ニ訴ヘタルヲ以テ、川瀬巡査ハ直ニ兵營ニ至リ、犯人ヲ捕ヘントシ、茲コ亦門衛トノ爭論ヲ生ジ、川瀬巡査ハ其目的ノ達スル能ハザルヲ見ル

ヤ、日本守備隊ニ応援ヲ求ムルニ至リ、遂ニ松尾中尉ハ兵士十余名ヲ率ヒ、支那兵營ニ迫リ、隊長ト面談
センコトヲ求メタルニヨリ、支那兵營ヨリ把長（曹長ニ相当ス）出デ来リ、其来意ヲ問ヒシニ、曩ノ事実
ヲ以テセルニ依リ、支那把長ハ答テ曰ク、茲処ハ陣營ニシテ恠ル事件ヲ尋問スル処ニ非ズ、宜シク事ヲ知
県ニ依リ調査セラルルヲ正当ナ順序トス、從テ隊長面談ノ要ナシト、拒絶セルヨリ其間言語ノ不通行違ヨ
リセル乎、松尾中尉ハ突然ニ軍刀ヲ以テ該支那把長ノ右手ヲ切断セルニ至リ、茲ニ双方銃火ヲ交ウルニ至
レルナリ。是レ所謂鄭家屯事件ノ原因ナリトス。其後日本守備隊ハ遼源知県事並ニ商務總會々頭ヲ拘置シ
テ、数日間帰宅セシメズ、一面其守備隊ヲ増置シ、更ニ支那兵ヲ三清里ノ地ニ退去セシムル等ノ手段ヲ講
ジタル等是其真相ナリトス。⁽²⁸⁾

この西原の自伝に記された事件に関する文書によると、事件の発端は、吉本が中国魚商人の三十銭の魚を十
銭で買いたたいて騒動を起こしたことにある。西原はさらに、当時は中国在住の日本人による半強奪が一般に
常態化していたと指摘した。両軍の衝突についても、日本側の松尾中尉が突然軍刀で中国把長の右手を切断し
たことによって、日中両軍の衝突が起きたと明確に記している。

この文書を前述の中国側の報告と合わせて考えれば、事件の発端は吉本が三十銭の魚を十銭で払うことが騒
動の原因であるというのは恐らく間違いないであろう。当初より、川瀬巡查が中国側に対して極めて強硬な態
度を取り、はじめに二十八師司令部を訪れたが、拒絶され、当地に駐屯する日本軍の援助を求めた。強い軍事
力を背後に二回目に司令部に赴いた時、川瀬は衛兵の右手を切りつけ、両軍の衝突事件を引起した。このよう
な記録は、前述した中国の事件調査の報告と照合すれば、両者は概して齟齬無く合致している。

さらに、事件発生後の十一月三十日、在鄭家屯岩村（成允）分館主任は本野（二郎）外務大臣宛に次のような「鄭家屯在留邦人ニ対スル論達ノ件」を送った。

（前略）当地（鄭家屯）二人込ミタル邦人ノ多クハ南滿州鉄道沿線ニ於ケル失敗者又ハ落伍者ニシテ「モルヒネ」「コカイン」等禁制品ノ密売ヲ為シ又ハ牛馬其ノ他ノ贓品ヲ故買シ又ハ支那人ノ古証券ヲ買取り債務者ヲ威喝シテ多額ノ元利金ヲ徴スル等不法ノ利ヲ貪リツツアリシモ鉄嶺領事館ヨリ一、二名ノ巡查ヲ派遣シ居リタルノミナリシ以テ其ノ取締十分ナラズ随テ一般ニ生活ハ放縱ニ流レ謙讓ノ念ニ乏シク邦人相嫉シテ成功者ヲ陥シ或ハ党派ヲ結ビテ互ニ軋轢シ或ハ飲酒度ニ過ギ酩酊ノ結果行人ヲ傷害シ或ハ故ナク支那人ヲ殴打シ侮辱スル等我法令ノ存在ヲ忘レ居ルガ如ク帝國臣民タル体面ヲ傷ケ日支国交上ニ悪影響ヲ及ボス事多キ

これは岩村副領事が鄭家屯赴任の途次において、在奉天領事館及び在鉄嶺領事館に立寄り、事務打ち合わせの際、鄭家屯在留民間の相互の軋轢が甚だしかったため、種々の注意をせざるを得ないとの提議を聞いて、着任後、取り調べた当地状況の報告である。よつて、史料の信憑性は極めて高かった。これによると、鄭家屯当地に駐留している日本人の多くは南滿州鉄道沿線の失敗者又は落伍者である。当時、彼等は禁制品の密売、動物の贓品の売買、古証券の買い取りや高利貸しなどの仕事に従事し、不法の利を貪った。これを取締まるため、鉄嶺領事館から巡查を派遣した。しかしながら、巡查は生活に放縱し、党派を結んで日本人同士の軋轢を起こしたうえ、酔っぱらつて通行人を傷害し、故なく中国人を殴打、侮辱したことも屢々あった。これは帝國臣民の体面を傷つけた一方、日中兩國の国交にも悪い影響をもたらした。

これと事件発生前後の当地巡查川瀬の強硬及び日本軍の行動を合わせて考慮しても、中国側の事件調査の報告は事件の真相として、より現実的であると考えられる。しかしながら、このような報告の一致があるにもかかわらず、事件発生後に現地の日本駐屯軍が中国兵に包囲されたと処理された。そして、これに対し日本陸軍および関東都督府が極めて強硬な対応をとった。

Ⅲ. 事件発生後の関東都督府による対応

事件が発生した翌日八月十四日、関東都督府の西川（虎次郎）参謀長は鄭家屯増援のため騎兵二中隊を同地に急派した。⁽³⁰⁾同時に、中国軍による包囲攻撃で日本駐屯軍から多数の死傷者が出たことから、四平街・鄭家屯の間に軍用電線の架設が必要とのことで、陸軍省からの認可を早急に得るよう、西川参謀長は田中（義一）参謀次長に要請した。

同日、中村（覚）関東都督は、中国兵が朝の時点で未だ包囲しているという理由で、防戦のために公主嶺の騎兵連隊を急派するための承認を、上原参謀総長に要請した。この直前に、鉄嶺歩兵の内、一大隊を増援派遣することが先に許可された。

十五日になると、鄭家屯に増援するため、日本軍は歩兵一個大隊、関原、昌図、四平街各守備隊より各一個小隊、公主嶺騎兵隊より一個中隊も出動した。

このように、事件発生の翌日十四日まで、日本側の情報によると、鄭家屯の日本駐屯軍はまだ中国兵に包囲されていたので、周辺地域からの増援部隊が次々に出動した。しかし、後の酒匂領事の調査報告によれば、事

件が発生した当日の六時二十分に、派遣隊の井上隊長が提出した二つの休戦条件⁽³¹⁾を、中国側が承諾したことにより、六時四十分から、双方はすでに休戦の状態に入っていた。そして、第二十八師及び第二十七師兵は、当日の夜、鄭家屯市街より撤退した。なお、井上大尉は靖（兆鳳）知事、董參謀長、商務会総理趙（正榮）を人質として、日本軍増援軍隊が十六日午後七時ごろに到着するまで、ずっと軍隊内に抑留した。

中国軍隊はすでに撤退していた。しかしながら、日本側はまだ増援軍隊を次々に出動した。十五日、日本側北京公使館の林公使は着任挨拶のため、陳外交総長を訪問し、懇談した。その際陳は、戦闘がすでに停止したにもかかわらず日本側が未だ救援隊を派遣していることを指摘し、日本側が作爲的に衝突する事態を避けるため、さらなる前進を見合わせるよう求めた。林は日中双方の情報が一致しないので、真相を取り調べるよう奉天領事館に指令を出した。⁽³²⁾

十六日に在奉天矢田（七太郎）総領事代理が領事館館員を通して張作霖に確認した結果によると、事件発生当時、張は直ちに二十八師に命令を下していた。したがって、遅くとも八月十四日朝までには康平県にすべて引揚げたはずである。また、二十七師も作爲的な衝突を避けるため鄭家屯の北方三支里にある楊家庄子への引き上げを命じた。⁽³³⁾そのため、日本軍には何等危険が及ばなかったと、責任をもつて誓うと林公使に報告している。

中国軍の撤退にもかかわらず、日本の増援軍は既定の増援方針通り、十六日午後七時に、騎兵隊が鄭家屯市街に入り、歩兵大部隊も十八日午後三時に到着した。

十九日の中国側の報告によると、旧四平街の西方に、日本軍の大きな車十台余りが見え、各車に皆日本郵便局の工夫三五名または六七名を随伴していた。更に、陸軍将校が後方で監督し、一週間内に軍用電線の架設が

終了すると見込まれた。⁽³⁴⁾ 実は、二十二日の『東京朝日新聞』の記事によると、この電信線は二十一日にすでに竣工され、同日より開通していた。⁽³⁵⁾

二十一日、午前八時、日本の松村連隊長は、董参謀長及び靖知事を招致して下記の要求を現地中国側に出した。

- 一、鄭家屯及其ノ附近ニアル支那軍隊ノ全部ヲ同日午後一時迄ニ当地ヲ距ル三十支里外ニ撤退セシムヘシ
- 一、鄭家屯及同地下四平街間沿道三十支里以内ニ支那兵ノ立入ルコトヲ許サス
- 一、市内ノ保安ハ従来ノ通知事ニ於テ責ヲ負フヘシ
- 一、右保証トシテ人質三名ヲ本隊ニ差出スヘシ⁽³⁶⁾

さらに、前述の条件を承諾する前において、日本軍隊は自由行動を取ると宣言した。なお、商団は従来兵士と同様に看做されていたので、撤退を要求したが、靖知事と董参謀長は商団が戦闘力ないと開陳して、強く請願した結果、広徳魁、北大営からの外出を許可しないという条件つきで、承認した。

このような条件の要求に対して、靖知事と董参謀長は商議を通して、当日十一時に全て応諾した。同時に、董参謀長は李副官を、靖知事は長男靖子璋を、趙（正栄）商務会総理自身の三名を人質として、日本軍隊に抑留された。中国側軍隊も全て集合し撤退を始めた。代わりに、日本軍は当地の各軍衛、知県衙門を包囲、占領した。ここにおいて鄭家屯は事実上、日本軍隊に占領された。

かかる強硬的な軍事行動と同日の二十一日、八面城に駐屯する日本軍も同じく当地の中国軍隊及び中国官憲

に通牒を突きつけた。

支那軍隊之興フル通牒

- 一、日本軍ハ支那軍ト鄭家屯ニ於テ交戦中ナリ
 - 二、支那軍隊ハ速ニ八面城ヲ退去スヘシ
但シ退去ノ為ニハ三時間ノ猶予ヲ与フ
 - 三、退去区域ハ四平街－鄭家屯間道路ノ両側各三十清里トス
 - 四、退去ヲ肯ンセサルニ於テハ武力ヲ以テ撃退ス
- 大正五年八月二十一日 在八面城大日本守備隊長佐藤

八面城支那地方官憲ニ与フル通牒

- 一、別紙ノ如ク支那軍隊ニ退去ヲ命ス
- 二、各官憲ハ各其管轄スル所ノ部下並地方人民一般ニ布達シ且之ヲ公示スヘシ
- 三、各官憲ハ各其管轄スル区域中退去区域内ニ支那兵ヲ入ラシムルヲ嚴禁ス
若シ之ヲ犯ストキハ嚴罰ニ処スヘシ

大正五年八月二十一日 在八面城大日本守備隊長佐藤⁽³⁷⁾

日本軍のこのような強硬な行動に関して、奉天特派員の馬廷亮が北京外交部に打電し、両国の国交が断絶し

ていないのに、日本軍がなぜこのような強硬な要求を押しつけたのか、速やかに在北京日本公使と交渉し、要求の撤回を求めた。また、日本の章宗祥公使に訓令を發し、日本政府に抗議するよう要望した。

八月二十四日、在日本章（宗祥）中国公使は石井外務大臣を訪問して、両国關係がようやく改善しつつある時期に、両国軍隊の衝突が起り、中国政府の極めて遺憾の意を述べると同時に、先述のような日本軍の強硬な行動に対して抗議した。

同日の二十四日、在北京林公使も、日本側が出勤させた軍隊の行動について疑問を呈した。

八月二十三日、関東都督發在奉天総領事宛電報ニ扨レハ鄭家屯事件ニ関シ関東都督ハ出先軍隊ヨリ其ノ任務遂行ノ必要上支那軍隊ニ対シ沿道ヨリ三十支里以外ノ地ニ撤退スル様要求シタル旨報告ニ接シタル所右ハ機宜ノ措置トシテ同都督ニ於テ之ヲ是認セリトノコトナルカ今回ノ事件ニ関シ出勤セル軍隊ノ任務ハ被包围我軍隊ノ救助以外他ニ何等ノ目的ナキ次第ト承知セラルル処前記関東都督ノ言ニ扨レハ出先軍隊ハ右以外何等カノ任務ヲ有スルヤニモ解セラレ我軍隊其後ノ行動ニ関シテハ本使ニ於テ聊カ解シ兼ヌル点ナキニアラス関東都督ノ所謂我軍隊ノ任務トハ如何ナル任務ヲ指ス次第ナリヤ將又ワレ出勤軍隊ノ任務カ単ニ被包围軍隊ノ救助ニアリトセハ沿道ヨリ三十支里以外ニ支那軍隊ノ撤退ヲ求メタル行動ハ果タシテ其ノ任務ノ遂行上必要已ムヘカラザリシ次第ナリヤ本件ハ目下当地各方面ニ於テ論議ノ焦点トナリ居ルニ鑑ミ自然本使ニ於テ説明上軍隊ノ任務ナル意味ニ付関東都督ノ考篤ト承知シ置ク必要アルニ付右本使ノ疑点關東都督へ御移牒ノ上何等ノ説明ヲ徴セラレ御回電ヲ請う。³⁸

ここからも分かるように、中国軍隊が沿道三十支里以外の地に撤退を要求したことは、実は関東都督からの指示で、機宜を得た措置として納得できるのだが、軍隊が出動した唯一の目的は、あくまでも包囲された日本派遣隊を救出するというものであった。林は、日本軍のこのような強硬的な行動が、単に派遣隊の救助を目的としたものだとなれば、顕然に必要な行動だと認識したので、軍隊の任務について関東都督に説明を求めた。

しかし、陸軍の強硬且つ必要以上の行動は実に以上のようにだけでなく、二十三日、中国外交部は林公使に、次のような日本軍の抑圧的な行動を中止するよう要請した。

- 一、日本軍隊ハ八面城地方官ニ目下軍事行動中ナル旨布告セムコトヲ強要シ
- 二、八面城四平街ニ於ケル支那警察駐在署ノ移転ヲ要求シ
- 三、以上二ヶ所ニ於ケル牛車ヲ徵発シ後公衆電報ヲ差止め
- 四、遼源県ニハ統領鎮守使公署及第四団隊第三營ノ兵舎ヲ占領セムト強要セル⁽³⁹⁾

前述によると、二十三日午前八時に日本軍への引渡しを強要したので、中国側の軍隊はやむを得ず彰武へ移駐することとなった。この中国側から提示された情報について、林公使は果たして事実かどうか矢田在奉天総領事の調査内容を受けて最終的に事実として確認した。

日本軍のこのような強硬な事件への対応を背景にして、八月三十日、中村関東都督は外務省に事件の善後策の案を提出した。

一、鄭家屯及四平街鄭家屯間ニ於テ我カ必要ト認ムル地点ニハ軍隊ヲ駐屯スルコトヲ公認セシムルコト
駐屯軍隊ノ為必要ト認ムル地点ニ兵營鍊兵場射撃場等ヲ設置スルニ付之ニ要スル敷地ハ官有地ハ無償ニテ
提供シ民有地ハ其買入又ハ借入ニ関シ支那官憲ニ於テ斡旋スルコト

二、南滿東蒙内ニ於テハ居留民保護ノ為必要ト認ムルトキハ我カ政府ハ何時如何ナル地点ニモ警察官ヲ配
置スルヲ得ルコトヲ公認セシムルコト

三、四平街鄭家屯間ニ架設シタル電線ハ永久ニ之ヲ存置スルコト

四、今回ノ我カ死傷者ニ対シ支那官憲ヨリ相当ノ弔慰金及慰藉金ヲ贈与セシムルコト

五、今回ノ事件ニ責任アル第廿七師並ニ第廿八師ノ团长以下関係軍人ノ罷免責罰シ以テ謝罪ノ誠意ヲ表明
セシムルコト

六、今回我カ軍隊ノ出動ニ関スル費用ヲ支那官憲ニ負担セシムルコト

七、南滿及東蒙ニ於ケル支那軍隊及警察署ニハ我政府ノ推薦スル教官ヲ聘用セシムルコト⁽⁴⁰⁾

中村関東都督が提出したこの善後処分案は前述の日本政府閣議で決定した正式な解決案と比べてみると、一
か条減つたのだが、内容からみれば、勝るとも劣らないで甚だ厳しいのである。

中村によると、前記要求事項の中の第一（項）、第二（項）について、日本側は実行済みの事実問題とし
て扱っており、今回の交渉時に中国政府の公認を得ればよいとの認識だった。

実は、中村が認識したこの「実行の事実」は、今回の事件を契機としては、既述の陸軍、関東庁による事件発
生後の対応だと理解で異論はない。そして、その「事実」は、事件の発生前に日本側が先駆けて実行したとい

う理解で相違ないだろう。次節では、事件が発生する前の状況について考察する。

IV. 事件発生前の日本軍の行動と滿蒙独立運動

一九一四（大正三）年八月十九日、福島（安正）関東都督より加藤（高明）外務大臣あてに、鄭家屯附近に於いて日本軍が中国巡查等の射撃を受けたことに関する報告があった。それによると、鉄嶺行軍隊は十七日午後二時に鄭家屯の東方一里半の地点にて巡警及び現地住民の奇襲を受け、日本軍であると証明を示したにもかかわらず、さらなる猛烈な射撃を続行したため、やむをえず反撃してこれを撃退した。この衝突事件の中で、日本側の準士官一人、卒一人、馬一頭、が負傷し、中国側は一人が死亡、八人が負傷、馬二頭、小銃九を遺棄して逃走した。⁽⁴¹⁾

この事件について、後の森田（寛蔵）在鉄嶺領事の調査によれば、当初中国側は、この事件は現地住民と馬賊との間の銃撃で、日本部隊を標的としたものではないと述べていた。しかしながら、事件の渦中で、日本軍が日本国旗を掲げて日本の部隊であることを明示したにもかかわらず、旗手の兵士が銃撃され負傷したこと、またその直前に、中国警官が、昼夜休憩中の同部隊と接触していたことから、日本軍であることを承知していたなどの事実は明らかだと判断し、中国側が故意に日本軍を攻撃したのではないかと疑った。⁽⁴²⁾

これに対して、中国外交部の曹汝霖次長は、なるべく奉天地方で事件を解決できるよう日置益公使と懇談した。外務部の孫宝琦総長も日本軍が鉄道付属地以外に駐屯することは条約上の根拠がないとして、速やかに撤退させるよう要求した。

しかし、二十二日、加藤外務大臣は中国側が事情を理解したはずなのに、故意に日本軍隊及び国旗に対して暴行を加え、日本兵士に重傷を負わせることは極めて重大な事態であると述べた。そして、中国側の巡査等は馬賊に応戦したのであって、日本軍に向けて発砲したのではないという中国の主張は遁辞にすぎない、このようなことを不問に附することは南滿州における日本の立場から到底忍ぶことのできないことだと応答した。⁽⁴³⁾

福島関東都督も、この事件は南滿地方においてこれまで起こった諸小紛争と異なり、事態が頗る重大で、談判交渉するに際して、中国官民を帝国權威の如何に畏敬するべきものが知らせることが最も肝要なことだと指摘した。そして福島は、事件に直接関与する者の処罰、監督者の処分、負傷者に対する慰藉金の要求のほか、滿蒙における日本人の居住権、不動産の所有権、鉾山採掘権など重要な利権の獲得を要求するよう加藤外務大臣に開陳した。⁽⁴⁴⁾

後任の中村（覚）関東都督は、福島はこの意見を受けて、再び加藤外務大臣に対応してほしいと打電したが、加藤は福島の見解は全局面に亘る問題を扱っているため、これは突発的な事件として到底勘案できないと回答した。⁽⁴⁵⁾ 二十二日、加藤は日本側の事件解決の要求条件を落合（謙太郎）在奉天総領事に訓電した。その中で、直接関係する者の処罰、監督者の処分、負傷者に対する慰謝金を要求すべきという福島の見解を採用した。

この要求を解決の条件として、日中両国の交渉が当年十一月に開始された。一方、事件発生直後に関東都督府より増援軍として派遣された一個中隊は、事件の鎮静化に伴って撤兵したはずだが、実際は撤兵しておらず、そのまま現地に駐屯するようになった。これに対して、中国側は再三にわたって、日本軍が鉄道付属地外の鄭家屯に駐留することは法的根拠に乏しいと、撤退の要求をしたが、日本軍は応じなかった。このため、両

国間の交渉も暗礁に乗り上げた。

翌年の一九一五（大正四）年一月十四日になると、日本は東三省当局に対して、事件の解決に関する交渉と日本軍の撤兵問題とは全く別の問題であると強く主張した。落合在奉天総領事も、事件が中国側の警官の故意ともみえる日本軍に対する銃撃事件であったにしても、日本軍が鉄道付属地外の鄭家屯に駐留することが法的根拠に乏しいとし、日本軍の撤退に応じなければ交渉の妥結は難しいと加藤外相に意見を具申したが、加藤は応じようとしなかった。結局、日本軍の鄭家屯からの撤兵問題はとうとう何等触れられることなく、二月二十五日、中国側は関係者に対する処罰や日本側負傷者の慰謝料の支払いなどをする条件で交渉は妥結した。⁽⁴⁷⁾

それ以後、一九一六（大正五）年八月十三日、鄭家屯事件が発生するまで、中国側は幾度も日本軍の撤退を要求したが、日本側は終始応じなかった。さらに、在留邦人保護という理由で、在奉天領事館鄭家屯分館も設置するようになった。

まさに、先述の日本軍の鄭家屯駐屯は法的根拠がないことを充分に意識したうえで、在北京日本公使館の林公使は鄭家屯事件について、「川瀬巡查が従来の慣行とは云いながら当該地方官憲に交渉することを為さず、直接軍隊に向かいて談判を試みんとし、剩え其の行動の頗る常軌を逸したるものあり」と批判した。また、「本使の最も不審に堪えざるは、我外務省巡查が斯かる場合に於いて何等出兵を要求し得る権限無きに拘らず、守備隊長が軽々しく之に応じたる点」として、軍事力を背景に中国と交渉することの妥当性や「鄭家屯には我兵員を駐屯せしめ得る権利あるや否や甚だ疑わしき地方」とそもそも鄭家屯に日本軍が進駐する法的根拠を有するのにかついても疑問を投げかけた。⁽⁴⁸⁾

林公使のこのような疑問は陸軍や関東都督府も当然意識していたはずであった。にもかかわらず、なぜ未だ

このような強硬な態度で対応したのか。この原因を探るため、当事件について、在奉天アメリカ総領事ハインツレーマン (P. S. Heintzleman) よりアメリカ政府への報告をみてみよう。⁽⁴⁹⁾

ハインツレーマンは鄭家屯事件が発生した後、この事件に関わる詳細な情報を収集して、八月十六日にアメリカ政府へ報告した。

この報告によると、事件の遠因としては、中国の内乱を利用してロシアが蒙古に勢力を確立しようとし、このロシアの動きに刺激を受けた日本が、ロシアに対抗して満蒙における勢力を画定しようと、蒙古人或いは清朝復活を狙う宗社党を援助したことにありと指摘されている。また、日本の新聞が伝えるところとは異なり、直接の原因として、中国側が鄭家屯に駐屯する日本軍に対し、蒙古軍征伐の作戦上支障があるため一時撤退するよう要請したことが挙げられている。⁽⁵⁰⁾

ハインツレーマンがこの事件の発端として挙げた遠因と直接的な原因は、前述の日中両方の調査報告の中では両方とも全く触れられていなかったものである。彼が述べた、日本が蒙古人や宗社党を援助したことが事件の遠因であるとは、いったいどういうことなのか。また、直接的な原因として中国は蒙古軍征伐の作戦上支障があるとはどういうことか。ここで鄭家屯事件が発生した背景を考察するため、辛亥革命後の満蒙独立運動⁽⁵¹⁾に関する先行研究をまとめてみよう。

辛亥革命勃発後の翌年二月、清王朝の復辟を断念した肅親王善耆は北京より脱出して、日本関東都督の庇護を受け、川島浪速や一部の日本陸軍関係者等の支援を得て、満蒙独立運動を開始した。しかし、事前にその策略を察知した奉天領事館の日本政府への報告によって、いわゆる第一次満蒙独立運動は瓦解した。

一九一五（大正四）年十二月、北京政府袁世凱が帝政実施にしたがって、日本の対華政策もともなって調整

した。翌年三月、大隈内閣は「支那目下の時局に対し帝国の執るべき政策」⁽⁵²⁾を制定し、それによると、袁世凱の帝政実施によって、權威が失墜し、民心は離反、中国国内の不安が顕著となった。そこで、袁世凱は中国の権力圏内より脱退することを期するため、「帝国ニ於ケル民間有志者ニシテ袁氏排斥ヲ目的トスル支那人ノ活動ニ同情ヲ寄セ金品ヲ融通セントスルモノアリ政府ハ公然之奨励スルノ責任ヲ執ラサルト同時ニ之ヲ默認スルハ叙上ノ政策ニ適合スルモノナリ」との政策を執るようになった。

この閣議決定の線に沿って大倉喜八郎が肅親王善耆に百万円を出して、滿蒙独立運動を支持した。一方、これが討袁策として利用され、川島浪速は蒙古の塩湖附近に大本営としていた蒙古騎馬隊の首領巴布札布（バボージャブ）に連絡して、肅親王善耆を中心する宗社党とも結びついた。そこで、青柳勝敏（予備騎兵大尉）、また第一次運動の時から関係者である木沢暢（同歩兵大尉）、さらに新たに工兵大尉の軍職を去って加わった入江種矩らの協力を得て、第二次滿蒙独立計画を企てた。

この計画は、さらに大陸の政客として有力者である柴四郎、松平康国、押川方義、大竹貫一、五百木良三らが同志として結束して、内密に謀議したものである。

一九一六（大正五）年一月下旬、青柳は肅親王の子・憲奎王とともに蒙古軍の本拠地へ先発した。そして、三月中旬ごろには木沢、入江らも大連に急行し、川島も拳事の本部を大連に進めたのである。一方、参謀本部では、拳事の総指揮者として土井市之進大佐を朝鮮經由で満州に急派させた。

この頃の関東都督府は福島安正に代って中村寛陸軍大將が就任した。中村都督は前述した日本政府の閣議を知るや、部下を在満各地の領事館ならびに軍憲のもとに派遣し、都督の内命として「排袁を目的とする本邦人の活動に対し其の取締りに手心致され度右は本月七日決定の閣議の趣旨に副ふ次第」⁽⁵³⁾であると伝えた。

しかし、当年六月六日、中国の袁世凱が急死したため、事態が一変し、日本政府のいわゆる反袁工作も一切中止となった。对中国政策の調整で、日本政府内部の滿蒙独立運動の支持者も僅かに留まった。これにも拘らず、中村閔東都督は滿蒙挙事が既定の方針として、着々と準備を取り進めた。

このような状況で、三〇〇〇名の巴布札布率いる蒙古騎軍は、青柳らの指揮下で計画通り、七月一日南滿州を目指して南下東進を開始した。そして途中の七月二〇日過ぎ、突泉附近で呉俊陞の軍と衝突して敗戦したが、残存した勢力は続いて八月十日頃洮南付近に達した。さらに東河を渡った蒙古騎軍は、十四日には目的地である滿鉄沿線の郭家店に到着し、夜襲によって旧市街を占領した。

この巴布札布軍の進攻を防ぐため、中国側は鄭家屯に巡防隊や二十七師、二十八師の中国軍隊を派遣して防戦した。鄭家屯事件はまさにこのような背景をもって勃発した。しかしながら、特殊部隊はそもそも蒙古騎軍に呼応して用意されたものであったが、日本政府の政策変更によってすぐさま解散を余儀なくされた。八月三十日、川島浪速は郭家店に赴き、巴布札布軍を慰労して、事の次第を告げ、蒙古へ帰軍させることにした。第二次滿蒙独立運動もついに失敗に終わることになった。

上述からもわかるように、鄭家屯事件は、事件そのものの動向というよりは、従来の日本の滿蒙政策が大きく影響した、日本帝国拡大の分岐点であったと考えられる。この点からみると、ハインツレーマンの報告の中で指摘された事件の原因は、むしろ鄭家屯事件における要諦をつかんでいたとも言える。

V. 結論

以上、ここまでみてきたように、鄭家屯事件の真相、及び事件発生前後の日本側の行動と対応が鮮明となった。

まず、事件の真相として、当地に在留する日本人の吉本が、中国人の魚売りに対し三十銭の魚を十銭のみ支払って、半ば強奪するかたちで買ったことがきっかけである。その様子を通りかかった中国兵士に見られて憤慨し、騒動を引き起こしたという事件の発端が明らかとなった。また、日本守備隊の松尾中尉が突然軍刀で中国軍門衛の右手を切断したことによって日中両軍の衝突が生じたと分かり、日中どちらが先に手を出したかを明かにした。

つぎに、事件発生後、中国軍に包囲された鄭家屯に駐屯する日本軍を救済する名目で、日本陸軍は多数の増援軍隊を派遣し、強硬な態度で軍用電線を架設した。そして、中国軍を三十里より遠方へ撤退させることや、日本の警察を駐在させること、鄭家屯当地の実質占領などを迫った。

最後に、この鄭家屯事件は、がんらい、中国巡査による日本軍隊への射撃への対応を口実に日本軍が駐留したことから発生した。当地は鉄道付属地以外に位置するため、日本軍の駐留は初めから法的根拠に乏しいはずであった。にもかかわらず、日本陸軍と関東都督府は大隈内閣の対華政策の調整によって、滿蒙独立運動を支持し、事件発生後に強硬な姿勢を持った。そして、事件をきっかけに滿蒙における日本の特殊權益を得ようとしたが、日本政府の干渉によって、第二次滿蒙独立運動は失敗に終わる。

これらが事件の真実であるにもかかわらず、大隈内閣は八月二十九日、日本側の酒匂領事による事件の調査報告書に基づき、事件の解決案として、八ヶ条の峻厳なる要求提案を中国政府に突きつけることを閣議決定した。九月二日、在北京林（権助）公使はこの要求案を中国政府に伝達した。⁵⁴

七日、中国政府は國務院會議において事件に関する交渉の方針を決定した。王鴻年の現地報告を考慮に入れ、九日の閣議にて討議・決定のうえ、十一日、林公使へ中国側の回答を伝えた。その内容は、日本側の事実認定に誤りがあり、満蒙で日本の警察官ないし警察顧問を備聘するという日本側の提案は、中国の主権の侵害となり、拒絶せざるを得ないとの認識を示した。また、満蒙の陸軍司令部に日本将校を軍事顧問として備聘すること、中国士官学校に日本軍将校を備聘することが将来必要の際は、これをあくまでも中国側の自由意志で決定し実行すべきであると強調した。さらに、事件が発生した当時、第二十八師団長は不在であったため、懲戒することは困難であると称した。このように、中国政府は調査の報告によって、日本政府が提出した要求をすべて婉曲的に拒絶した。

この時、中国は袁世凱の死後で、段祺瑞が組閣し、唐紹儀が外交総長として任命されたが、国内の反対勢力によって、終始就任できなかった。これに伴って、事件についての交渉も進捗が滞る状態であった。十月に入ると、陳錦濤は新任外交総長が就任するまで、臨時で外交総長を兼任し、日本側の在北京林公使と事件の解決交渉を開始した。しかし、林は事件の責任が中国側にあると強く主張するのに対して、中国側の陳総長は事件の責任が日中双方にあると唱えた。これで、事件の交渉は難航することとなった。

十月九日、日本では寺内内閣が発足し、両国間にとって不快な懸案を解決するため、事件の交渉について、中国側に譲歩することを表明した。十一月十六日、寺内首相兼外務大臣は、日本帝国政府が日中両国の親善関係を樹立するにあたり障害となるこの事件を速やかに妥結するよう林公使に指示した。翌年一月、日本側による警察権問題及び軍事顧問採用問題の譲歩によって、事件はようやく最終的な解決に至った。この事件の解決とほぼ同時に、両国間はかの有名な西原借款の交渉も開始した。この西原借款の交渉をきっかけとして、寺内

内閣は中国へ経済援助し、親善提携政策を正式に打ち出した。この意味で、鄭家屯事件の解決への交渉はまさに大隈内閣の対華強硬政策から寺内内閣の親善政策への転換期において、象徴的な事件だと言えるだろう。

注

(1) 参考資料は日本側外務省編『日本外交文書 大正五年第一冊』(一九七三)、以下は『文書五年』と略する。外務省外交史料館蔵『外務省警察史』(不二出版、一九九七年)第二巻、五〇―七五頁。中国側は『中華民国外交部檔案 03-33-012 から 03-33-014 まで』、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵、以下は番号のみ記す。李毓澂・林明德主編『中国近代史資料彙編・中日関係史料・排日問題』中央研究院近代史研究所、中華民國八十二年。中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料彙編』(第三輯外交一〇六一―一七頁)江蘇古籍出版社、一九九一年。アメリカ側は U. S. Department of State, *Papers relating to the foreign relations of the United States, 1917*, pp.241-257. 以下は U. S. F. R. 1917 と略称。なお、本稿の中国語引用文は著者による日本語に訳した。

(2) 有田直矢「鄭家屯事件与中日關係的轉變」『南京大學學報』(11)、No.37, 四一―四九、二〇〇〇、有田直矢「鄭家屯事件始末」『民国春秋』(二)一九九九年、楊永耀、梁桂華「簡述鄭家屯事件」『歷史檔案』(二)一九九一年。

(3) 車維漢「張作霖与鄭家屯事件」『近代史研究』(五)一九九二年。

(4) 李曉蘭「中日鄭家屯交涉と北京政府外交總長の選任」『黄河科技大學學報』(二)二〇一四年。

(5) 藤本博生も当該事件を帝国の罪業として取り上げ、概略的に述べた(『日本帝國主義と五四運動』京都大學人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第一函三、京都…同朋舎、一九八二、六七―七二頁を参照)。

(6) 「吉野作造と鄭家屯事件」『社会システム研究』(14)、一〇一―一七、二〇一六年。

(7) 「在奉天總領事代理 矢田七太郎…在奉天總領事の見た滿州問題」『法学研究』八五(二二)、四五―六八、二〇一二年。

- (8) 岡俊孝「滿蒙特殊權益と米国の対日外交…第一次大戦參戰前米國対日政策の一側面」『法と政治』一六(二)、一七
一—二二三、一九六五年。
- (9) 八月十三日、在奉天矢田總領事代理より石井外務大臣あて、第三一九号、『文書五年』五九一頁。
- (10) 八月十四日、在奉天矢田總領事代理より石井外務大臣あて、第三二三号、『文書五年』五九二頁。
- (11) 八月十四日、在鉄嶺酒匂領事代理より石井外務大臣あて、第三二号、『文書五年』五九二頁。
- (12) 八月十六日、齊藤公使館附武官より上原參謀總長宛て、支極秘三三一、『文書五年』五九九頁。
- (13) 八月十七日、白仁閣東都督府民政長官より幣原外務次官宛て、公第一二四〇号、『文書五年』六〇一頁。
- (14) 八月十八日、在奉天矢田總領事代理より石井外務大臣宛て、第三四三号、『文書五年』六〇四頁。
- (15) 八月十七日、『大阪朝日新聞』一頁。
- (16) 03-3-012-01-001。
- (17) 03-3-012-01-002。
- (18) 03-3-012-01-003。
- (19) 八月十六日、石井外務大臣より在鉄嶺酒匂領事代理宛て、第四〇号至急、『文書五年』五九七頁。
- (20) 03-3-012-01-027。八月二十二日、在奉天矢田總領事代理より石井外務大臣あて、第三四九号、『文書五年』六〇八
頁。
- (21) 八月二十八日、在鉄嶺酒匂領事代理より石井外務大臣あて、機密第五七号、『文書五年』六二七—六四〇。
- (22) 『中華民国外交部檔案』03-3-012-02-003、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。八月二十三日、在奉天矢田總
領事代理より石井外務大臣あて、機密公第一六七号、『文書五年』六一—六一八頁。
- (23) 『中華民国外交部檔案』03-3-013-01-046、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。九月五日、在奉天矢田總領事
代理より石井外務大臣あて、第三九七号、『文書五年』六五七頁。

- (24) 03-3-012-01-021
- (25) 栗原健「第一次・第二次滿蒙獨立運動」『國際政治』一九五八(6)、六二頁、同氏『對滿蒙政策史の一面』(原書房、一九六六)一六〇頁
- (26) 山本四郎編、『西原龜三日記』同朋舎、一三六頁、一九八三年。
- (27) 北村敬直編、西原龜三『夢の七十余年』平凡社、八八頁、一九六五年。
- (28) 北村敬直編、西原龜三『夢の七十余年』平凡社、一二二頁、一九六五年。
- (29) 外務省所蔵『外務省警察史』(不出版、一九九七)第二二卷七一頁。
- (30) 八月十四日、在鉄嶺酒匂領事代理より石井外務大臣あて、第三四号、「文書五年」五九三頁。
- (31) 一、第二十八師は直ちに銃火を収め鄭家屯市外に退くへしまた第二十七師兵は本件戦闘には参加せざるも兎に角亂暴の嫌いあり成るべく退去せしむるに努へし、二、向後鄭家屯の治安維持は呉統領部下の軍隊及巡警を以て之に當らしむること(八月二十八日、在鉄嶺酒匂領事代理より石井外務大臣あて、機密第五七号、「文書五年」六三八頁)。
- (32) 03-3-012-01-003、八月十六日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、第三二八号、「文書五年」五九七頁。
- (33) 八月十六日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、第三二八号、「文書五年」五九七頁。
- (34) 八月二十三日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、機密公第一二七号、「文書五年」六一八頁。
- (35) 『東京朝日新聞』八月二十二日、二頁。
- (36) 『華民国外交部檔案』03-3-012-02-001 台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。八月二十八日、在鉄嶺酒匂領事代理より石井外務大臣あて、機密第五七号、「文書五年」六四〇頁。
- (37) 『華民国外交部檔案』03-3-012-02-030 台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。與支那軍隊之通牒…一、日本軍與支那軍現已在鄭家屯交戰中…二、支那軍隊從速退去八面城但與退去之時間為三小時…三、退去區域為四平街與鄭

家屯道路之兩邊各三十里…四、若不肯退去時即以武力擊退。與八面城中國地方官憲通牒…一、如前所載命支那軍隊退去…二、各官憲布達各其所管轄之部下并一般地方人民且公示之…三、各官憲各於其管轄之區域中退去區域內嚴禁中國兵進來、若違犯之時處以嚴罰。

(38) 八月二十四日、在奉天矢田總領事代理より石井外務大臣あて、第三六三號、『文書五年』六二二頁。

(39) 八月二十五日、在奉天矢田總領事代理より石井外務大臣あて、第三六四號、『文書五年』六二三頁。

(40) 八月三十日、中村閔東都督より石井外務大臣あて、機外第一〇八號、『文書五年』六四三頁。

(41) 八月十九日、福島閔東都督より加藤外務大臣あて、『文書三年』一八九頁。

(42) 九月一日、在鉄嶺森田領事より加藤外務大臣あて、機密第二四號、『文書三年』一九〇—一九五頁。

(43) 九月二十二日、加藤外務大臣より在奉天落合總領事あて、政機密送第一一二號、『文書三年』一九八頁。

(44) 九月十一日、福島閔東都督より加藤外務大臣あて、機外第一四〇號、『文書三年』一九七頁。

(45) これについて、島田俊彦は「それは加藤の示したひとつのポーズにすぎなかった。加藤外相は、十二月三日に日置益駐華公使を東京に呼んで、對華要求についての重大な訓令を与えた。訓令をたずさえて帰任した日置は、翌大正四年一月十八日、訓令全文を袁世凱に手渡した。これがいわゆる「對華二十一か条」の要求である」（島田俊彦『閔東軍 在滿陸軍の独走』中公新書81、中央公論社、一九七〇年、二七頁）。

(46) 第一、暴行下手人タル巡警及土民ヲ嚴重処罰シ右巡警ノ直屬長官タル予備巡警郷長（孫佐臣）ヲ免官スルコト。第二、右巡警及予備巡警郷長ノ直屬長官タル予備巡警總長ヲ嚴重懲戒シ且其直屬長官タル閔係知事ヲ嚴重戒飭スルコト、第三、右閔係知事ヨリ村民一般ニ對シ將來日本官民優遇ニ関スル告示ヲ為スコト。第四、支那政府ハ九月九日付機密第二九号本省宛森田領事來信所載兩負傷者ニ對スル慰藉料トシテ金壹万式千円（佐藤特務曹長九千円由井二等卒三千円ノ割合）ノ額ヲ支出スルコト。第五、左ノ声明ニ對シ文書ヲ以テ承認ノ旨回等スルコト、不幸ニシテ將來又々同様ノ事件發生シタル場合我方自ラ適當ト認ムル措置ヲ執ルノ已ムナキニ至ルヘキコト。第六、洮遼鎮守使呉俊

- 陸ハ本件責任者トシテ免官又ハ更迭セシムルコト。(九月二十二日、加藤外務大臣より在奉天落合総領事あて、政機密送第一一二号、『文書三年』一九八一—二〇〇頁)
- (47) 井上勇一「在奉天総領事 落合謙太郎：在奉天総領事の見た満州問題」『法学研究』八五(五)、二五—二九頁、二〇一二を参照。
- (48) 八月十八日、在中国林公使より石井外務大臣あて、第七四四号、『文書五年』六〇四頁。井上勇一「在奉天総領事代理 矢田七太郎：在奉天総領事の見た満州問題」『法学研究』八五(二二)、六二頁を参照。
- (49) *U. S. F. R. 1917*, pp.241-257.
- (50) *U. S. F. R. 1917*, pp.242. 岡俊孝「滿蒙特殊權益と米国の対日外交：第一次大戦參戦前米国対日政策の一側面」『法と政治』一六(二)、『一九七一—一九八、一九六五を参照。
- (51) これについては以下の資料を参照、会田勉『川島浪速翁』二二四—二五七頁、栗原健「第一次・第二次滿蒙獨立運動」『國際政治』一九五八(六)、五七頁、同氏『對滿蒙政策史の一面』(原書房、一九六六)一三九—一六〇頁、山本四郎「第二次滿蒙拳事について」『奈良大学紀要』(二)、八七—九五、一九七二、井上勇一「在奉天總領事代理 矢田七太郎：在奉天總領事の見た滿州問題」『法学研究』八五(二二)、中見立夫「滿蒙獨立運動」という虚構と、その実像(特集 近代日本の外交)、『近代日本研究』(二八)、七三—一〇六、二〇一一、同氏『滿蒙問題』の歴史の構図(東京大学出版会、二〇一三年)、北村敬直編、西原亀三『夢の七十余年』平凡社、一〇八一—〇九頁、一九六五年。波多野勝「滿蒙獨立運動」PH P研究所、二〇〇一年、小針彰彦『滿蒙獨立運動之研究』國立台灣師範大學歷史研究所碩士論文一九八八年。
- (52) 外務省編『日本外交年表並主要文書』、東京、財団法人日本國際連合協會、昭和三十年三月、上卷四一八頁。栗原健『對滿蒙政策史の一面』原書房、一九六六、三六九—三七〇頁。
- (53) 栗原健『對滿蒙政策史の一面』原書房、一九六六、一四九頁。

(甲) 支那政府ニ成ルヘク其ノ任意ノ発案トシテ左ノ事項ヲ声明スルコト。一、南滿州及東部内蒙古ニ駐屯スル支那ノ各部隊ニ日本將校若干名ヲ顧問トシテ傭聘スルコト。二、支那士官学校教官トシテ日本將校若干名ヲ傭聘スルコト。三、奉天督軍ヲシテ親ク関東都督及在奉天帝國総領事ヲ訪問セシムルコト。四、被害者又ハ其ノ遺族ニ対シ相當額ノ慰藉金ヲ贈ルコト。(乙) 帝國政府ノ要求トシテ支那政府ヲシテ左ノ事項ヲ実行セシムルコト。一、第二十八師團長ヲ懲戒スルコト。二、責任アル將校ヲ悉ク免黜シ其ノ中直接ニ暴行ヲ指揮シタル者ヲ嚴刑ニ処スルコト。三、支那軍隊又ハ軍人ヲシテ今後帝國ノ軍隊、軍人又ハ人民ヲ挑発スヘキ何等ノ言動ナカラシメクカ為南滿州及東部内蒙古ニ駐屯スル支那軍全部ヲ嚴飭シ其ノ命令ノ写ヲ右地方ニ於ケル支那各官庁ニ於テ一般ニ布告スルコト。四、帝國政府カ南滿州及東部内蒙古ニ於テ在留帝國臣民ノ保護及取締ノ為必要ト認ムル地点ニ日本警察官ノ駐在ヲ承認スルコト、南滿州支那官憲ニ於テ日本人警察顧問ヲ増聘スルコト(八月三十一日、石井外務大臣より在中国林公使宛て、第三三五号、『文書五年』六四五頁)。